

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
物品保管委託	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年4月1日	鈴与株式会社甲信支店 山梨県南アルプス市大師 字南大師877-1	2080001009460	一般競争入札	-	4,752,000	-				
山梨県警察本部用 指令通信装置(通報分配系)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年5月14日	日本電気株式会社 官公 営業本部 東京都港区芝五丁目7番 1号	7010401022916	一般競争入札 (総合評価)	-	119,235,160	-				
山梨県警察本部用 指令通信装置(情報処理系)賃貸借	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年5月14日	日本電気株式会社 官公 営業本部 東京都港区芝五丁目7番 1号 NECキャピタルソリューション株式会社 西東京 支店 東京都港区港南二丁目1 5番3号 品川インターシ ティC棟	7010401022916 8010401021784	一般競争入札 (総合評価)	-	194,540,544	-				
通信施設点検作業 一式	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年6月24日	-	-	一般競争入札	-	6,409,590	-				
県内ネットワーク用 通信回線1(1)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月4日	-	-	一般競争入札	-	26,136,000	-				利用期間 R8.2.1～ R14.1.31

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
県内ネットワーク用通信回線1(2)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月4日	-	-	一般競争入札	-	4,118,400	-				利用期間 R8.2.1～ R14.1.31
県内ネットワーク用通信回線1(3)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月4日	-	-	一般競争入札	-	4,118,400	-				利用期間 R8.2.1～ R14.1.31
県内ネットワーク用通信回線2(1)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月27日	-	-	一般競争入札	-	95,810,000	-				初期費用 770,000 円 利用期間 R8.2.1～ R14.1.31
県内ネットワーク用通信回線2(2)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月27日	-	-	一般競争入札	-	28,622,000	-				初期費用 110,000 円 利用期間 R8.2.1～ R14.1.31
県内ネットワーク用通信回線2(3)	分任支出負担行為担当官 関東管区警察局山梨県情報通信部長 山根 英樹 関東管区警察局山梨県情報通信部 山梨県甲府市丸の内1-6-1	令和7年8月27日	-	-	一般競争入札	-	28,622,000	-				初期費用 110,000 円 利用期間 R8.2.1～ R14.1.31

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。